





シリーズ  
計量と適合性評価 (9)  
奈良広一

適合性評価と標準化 (2)

品質を保証する標準化と適合性評価

品質を保証する標準化と適合性評価。前回は、適合性評価のメリットと標準化のメリットを紹介し、両者が密接に関連する例を挙げた。今回は、日本において代表的な標準であるJIS (Japanese Industrial Standards) 日本工業規格を中心に、品質を保証する標準化と適合性評価である認証あるいは試験活動をもっと具体的に紹介する。



図1: 適用範囲から見た標準の分類

図1は、適用範囲から見た標準の分類を示している。国際標準(ISO, IEC等)、地域標準(EN等)、国家標準(JIS等)、団体標準(工業規格等)、社内標準のピラミッド構造を示している。例えは企業間で製品の取引をおこなう

透明性が担保されている。国際規格になればある数以上の国の代表の合意が必要である一方、その効力は国際的にひろがる。

日本の国家標準であるJISは工業標準化法(前回お話ししたように法律改正に促いもつて名前が産業標準化法に変わる。)に基づくとあり、経済産業省に設置されているJISC (Japanese Industrial Standards Committee) 日本工業標準調査会が調査・審議をおこなっている。標準化の手続きは筆者の理解する限り今度の法律の改正でJISCを通さないルートができれば期待されている。



図2: 標準の利用の例

図2は、標準の利用の例を示している。JIS Q クラスA、B、Cの性能比較と契約で引用、納入製品、必要性能を示している。例えは企業間で製品の取引をおこなう

ときに、ちょうどJIS Qに記載されている製品規格が該当し、購入側としてはその規格のクラスAなら十分に必要な性能だと判断すれば、納入条件にJIS QのクラスAと契約書に引用し合意すれば取引に至るであろう。ちょうど図2のような具合である。この場合、JIS規格の標準化の過程では利害のバランス、透明性あるいは最新の知見などが考慮されていることから、購入基準としてJIS規格を採用しておけば、納入担当者にとって利害関係者の理解も容易に得られるであろう。

ここで、図2をもう一度詳しく見て頂くと、「標準化のメリット」としての単純化を念頭に生産側は規格の二種の製品の生産をおこなっているとして、購入側にしてみれば、クラスBではちょっと要求に足りないが、クラスAなら十分おつたりがくる場合などは、納入規格にJIS QのクラスAとを採用することになったわけである。昨今の品質データ不正事案で混同されて少し話題になったが、製作された製品でもらうとわかるとおり、あくまで「認証を受けるにJISマークを表示」した場合なのであって、「JISの適合品であること」を購入契約で合意し、不適品を納入しても罰則

品のクラスAにちょうど届かない場合に「それでも必要な性能には十分おつたりがくる」と納入側が判断すれば、供給側との合意のもとに納入されることも十分ありうるであろう。この場合、納入された製品はJIS QのクラスAに対して不適合製品ではあるが、購入側の当初の要求は満たしている。JIS Q 9001「品質マネジメントシステム要求事項」でも「顧客への通知」と「特別採用による受け入れの正式な許可の取得」と表現され、許された処理である。読者は報道で「JISマークに関する罰金が引き上げられたこと」を御存じかもしれない。確かに国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けないJISマークの表示をおこなった法人等に対する罰金刑の上限は1億円に引き上げられた。現行は上限100万円である。

このJISは「国家標準」と呼ばれるため誤解する人が多いが、JISは「任意規格」であり、その利用が強制されるものではない。取引の双方やあるグループ内でその利用が合意され、初めて効力を持つものである。例外としては国や地方公共団体が購入の際の基準を決めるときにJISを尊重することになっていく程度である。例えは企業間で製品の取引をおこなう

の適用にはならない。もちろん納入担当者が規格も必要な性能には十分おつたりがくる」と納入側が判断すれば、供給側との合意のもとに納入されることも十分ありうるであろう。この場合、納入された製品はJIS QのクラスAに対して不適合製品ではあるが、購入側の当初の要求は満たしている。JIS Q 9001「品質マネジメントシステム要求事項」でも「顧客への通知」と「特別採用による受け入れの正式な許可の取得」と表現され、許された処理である。読者は報道で「JISマークに関する罰金が引き上げられたこと」を御存じかもしれない。確かに国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けないJISマークの表示をおこなった法人等に対する罰金刑の上限は1億円に引き上げられた。現行は上限100万円である。

ここで、企業対企業でなく購入者が消費者となれば、消費者側の製品に関する知識が限られるため消費者は不利を被る可能性がある。このような場合「マーク制度により、消費者は安心して製品を購入することができていることを今まで述べてきた。特にJISに関して「JISマーク制度」という上記の工業標準化法に基づいた製品認証制度がある。製品認証機関(第三者)が製品を試験してその特性が規格の要求を満たし、また供給側の工場を審査して、継続的にその製品を作り続けることのできる品質管理がなされていることを確認して認証すれば、製造事業者などはその製品にJISマークの表示が許される。ここで、消費者はマークを確認し安心して購入できる。

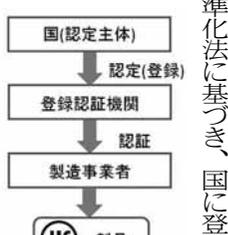


図3: JISマーク認証機関登録制度

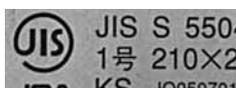


図4: 筆者の周りのJISマークの例

この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。

この認証機関の登録制度をJASO (Japan Automotive Standards Organization) 日本自動車規格協会から認証を受けた事業者(認証製造業者等)のみが、認証を受けた製品の工場を審査して、継続的にその製品を作り続けることのできる品質管理がなされていることを確認して認証すれば、製造事業者などはその製品にJISマークの表示が許される。ここで、消費者はマークを確認し安心して購入できる。

この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。

東京動画公開中  
「知られざる計量の世界」

東京動画は、さまざまな東京都計量検定所を紹介する東京都公式動画チャンネル「東京動画」をWEBサイトに設置している。『何を検定するの?』『まさか〇〇も検定しているの?』なんて疑問をお持ちの方は、この動画を見れば東京都の検定所のすべてが分かる。をコンセプトに制作され、タクシーメーカーの検査など、普段は都民が目にすることができない計量検定所の仕事を、分かり易く紹介している。



この動画のURLおよびQRコードは、次のとおりです。

おり。ご家族・お知り合いにも紹介して、ご覧下さい。



この「特集」としての計量(隔月)に発行し、東京都計量協会の会報に代わるものとして全会員に配布しております。会員皆様のご投稿・ご意見・ご質問のほか、各支部等の動きなど是非お寄せ下さいませ。ご支援をお願いいたします。

この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。この表にあるように工業標準化法に基づき、国に登録された認定主体(国)が登録認証機関を認定し、登録認証機関が製造事業者を認証し、製造事業者がJIS製品を製造する。

あらゆる分野の指示計測から警報制御システム、JCSS校正まで

計量法に基づく圧力校正はお任せください  
旭計器工業は計量法に基づく圧力のJCSS校正事業者です。  
専用の設備とスタッフで校正作業を行います。

伝統と信頼で未来にチャレンジする!

一般型圧力計、隔膜式圧力計、接点付圧力計、差圧計、圧力発信器、バイメタル式温度計、液封式温度計、熱電対、測温抵抗体、レベル計、制御盤、動力盤、計装盤

**旭計器工業株式会社**  
本社/大阪市北区西天満3丁目13番10号  
TEL 06-6362-7531 FAX 06-6361-1351  
URL: http://asahigauge.co.jp

**JCSS**  
0301  
は、計量法に基づく校正事業者登録制度のロゴです。  
当社校正事業部は、圧力区分の登録事業者で、0301は、当社校正事業部の登録番号です。  
JCSS登録事業者はISO/IEC 17025を基準として登録されています。

東京営業所/東京都港区芝大門1丁目1番21号  
TEL 03-3436-5381 FAX 03-3436-5433  
四国営業所/愛媛県新居浜市郷1丁目2番12号  
TEL 0897-47-4351 FAX 0897-47-4352